

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/10/23

最終更新日 2025/10/23

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	有	令和7年10月23日
国立大学法人名	無	福井大学
法人の長の氏名	有	内木 宏延
問い合わせ先	有	総務部総務課 (TEL : 0776-27-8078、E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp)
URL	無	https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/governancecode/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	有	確認の方法 第114回経営協議会（令和7年6月16日開催）において、全原則の適合状況等について確認いただきたい旨案内。 令和7年8月6日に、全原則の適合状況等について確認依頼及び意見聴取を行い、その結果について第116回経営協議会（令和7年10月20日開催）において審議し了承を経た。 経営協議会からの意見及び対応については、以下のとおり。 全体 【意見】 大学は「オープンで自由な研究・教育の場」であるがゆえに、サイバーリスクに晒されやすい特性がある。大学内にセキュリティ専門部署やCISO（最高情報セキュリティ責任者）を設置し、組織横断的なガバナンスを強化する必要があるのではないか。 【対応】 国立大学法人福井大学情報システム運用基本規則に基づき、学長の指名する理事をもってCISO（最高情報セキュリティ責任者）及び部局横断的な情報セキュリティ対応を行う専門組織としてインシデント対応委員会（CSIRT: Computer Security Incident Response Team）を設置しており、全学的なガバナンス体制を構築している。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		また、各部局において責任者と情報セキュリティ管理委員会を定め、それぞれの実情に応じた要項、基準等を策定している。 具体的な情報セキュリティ対策として、文部科学省の指導のもと、「サイバーセキュリティ対策基本計画」を策定し、約3年ごとに改訂しており、これに沿って、組織・体制の整備、情報セキュリティ対策の教育、規程等の運用、資産管理・リスク評価、情報システムへの技術的対策、情報システムの利用における対策等を計画的に実施している。 なお、情報セキュリティインシデント発生時には、マニュアルに従い、各部局内及びCSIRTの実働部署である総合情報基盤センター情報セキュリティ管理部門へ報告することとしており、両者が連携して対応する体制としている。 全体 【意見】 AIの活用により学生の思考力・論理的文章力の劣化が懸念される。また、AIの使い方やリスク（偏見、著作権侵害、情報の誤り）を理解しないまま利用すると、社会に出てからトラブルを起こす可能性があるため、大学のAI活用の利用ガイドライン、AIリテラシー教育が必要と考える。 【対応】 本学の教育プログラムは、文部科学省が推進する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」による認定を受けている。本制度の初級レベルである「リテラシーレベル」に認定された教育プログラムでは、学修項目に「AI利活用における留意事項」が含まれており、全学部生に対し、データやAIを利活用する際の倫理的・法的・社会的な留意点等を教育している。 また、利用ガイドラインの整備には至っていないが、生成AIの授業利用については、2023年6月19日に「授業などにおけるChatGPTなどの生成AIの利用について」の周知文を学生に対して通知及び大学ホームページに掲載し、2025年度からは学生便覧に同等の内容を掲載している。さらに、1年次必修科目「大学教育入門セミナー」にて1コマを数理・データサイエンス・AI教育に関する講義に充てており、その中で生成AIの概要・倫理的な問題についても触れている。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		更に、レポートの書き方等文章力に係る基礎的な指導については、各学部において新生が受講する導入科目等で実施している。今後の課題として、卒業論文の執筆等を見据えた、より高度な文章作成能力の習得に資する取組みも検討していきたい。 全体 【意見】 対応表、報告書の中で、特にアピールしたい適合状況のポイントを際立たせて記載するとより読みやすくなり、そのポイントが他の国立大学法人にはない“福井大学らしさ”のアピールに繋がれば、福井大学の優位性を広く発信できる機会にもなると考える。 【対応】 本ガバナンス・コード報告書は、各国立大学法人が共通で果たすべき基本原則への適合状況を説明するものである。ご指摘の通り、ポイントを際立たせて記載することは「本学らしさ」のアピールに繋がり得るが、報告書全体の構成や分量にも関わる。 大学の特色や強みをアピールする役割は、主に第4期中期目標期間の実績報告書などが担うべき部分であるため、本報告書では、まず各原則への適合状況を客観的に説明することを優先している。読みやすさの向上については、各原則への具体的なご指摘を反映しつつ、全体の構成に関わる大きな変更は、次年度以降の課題として検討したい。
監事による確認	有	確認の方法 全原則の適合状況等について確認依頼及び意見聴取を行った。監事からの意見及び対応については、以下のとおり。 全体 【意見】 原則1－3③では、より具体的な取り組みや推移を紹介している。他の対応状況についても、このような記載がされるとより理解がしやすくなるのではないかと。 【対応】 本年度の対応表の作成にあたっては、昨年度の指摘を踏まえ、他の項目との重複等を考慮し、簡潔かつ的確な記載とした。今年度の

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		記載内容をベースとし、次年度以降の作成の際には、長文とならないよう精査しながら、より具体的な取組や推移等がわかる記載となるよう留意する。 原則 1－3④及び原則 1－3⑥ 【意見】 第4期中期計画・中期目標策定時に中期的な財務計画は作成されているが、作成から3年が経過したため、収支等の変動を踏まえた財務計画の見直しを行ってはどうか。 【対応】 本学においては、毎年度10月頃に当該年度の収入・支出予算の補正に向けたモニタリングを実施し、その結果を踏まえて「期中における収入支出予算の見通し（財務計画）」を策定しており、期中における優先課題や人事院勧告の対応を見極めるためのシミュレーションとして活用している。 原則 4－2 【意見】 内部統制システムに関する規定が記載されているが、具体的にはどのように運用されているか。 【対応】 所掌する理事の下で、本学や他大学で発生したリスク事案等を踏まえて毎年度設定するテーマに対してモニタリングを実施し、明確となった課題の改善に取り組むことで、内部統制システムの整備及び運用の推進、並びに継続的な見直しを図っている。
その他の方法による確認	無	特になし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	無	当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	無	該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

原則	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	有	「福大ビジョン 2040」を策定し、本学のホームページで公表している。本ビジョンでは、2040 年における福井大学の未来像及びその未来像に向けたミッション並びに各ミッションを実現するための道筋として具体的な施策を掲げ、次のとおり構成している。なお、同ビジョンについては、第 4 期中期目標期間初年度の現状に照らし、令和 4 年度に一部内容の見直しを行った。 ○2040 年における福井大学の未来像 ◆世界に通じる地方総合大学 ・バーチャルキャンパス、オンライン教育による世界とのアクセス拡大 ・国内外の大学・機関との結びつきの強化 ・地域連携プラットフォームを通じた県内高等教育機関との協働・地域共創 ◆社会から頼りにされる、活力ある大学 ・福井県の特徴も踏まえたひとづくり・ものづくり・ことづくり、地域医療と地域教育の拠点機能、産学官金連携活動 ・教職員・学生「ここで働くこと、学ぶことにプライドをもち、今を生き活きと過ごす」 ○福井大学の未来像に向けたミッション 1. 教育 ・深い実践的教養を備える卓越高度専門職業人の育成 ・学生のキャンパスライフの質向上 ・「学びの母港」構築による人生 100 年時代へ対応 2. 研究 ・福井に根ざした人類知の創出 ・世界に通じる研究力とイノベーション創出 ・若手研究者の育成の実質化 3. 国際化 ・世界と伍する教育研究環境の構築 ・「福井と世界を結ぶゲートウェイ」の実現 4. 地域共創 ・地域活性化の中核拠点としての機能・役割の一層の強化 ・県内高校からの志願者増と卒業後の地元定着化 5. SDGs ・持続可能な社会の実現への寄与 6. カーボンニュートラル ・地域のゼロカーボン・キャンパスのカーボンニュートラルの実現 ・グリーン人材の育成 7. 経営マネジメント ・適切な学部・大学院の体制・規模の確保

		・総力的大学経営の実現 ・ダイバーシティの推進 (福大ビジョン 2040) https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/fukudaivision2040_2023.pdf
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	有	本学では、「国立大学法人福井大学 内部質保証に関する基本方針」を制定し、「目標等の進捗状況を検証し、その結果を基に改善を図る PDCA サイクル」並びに「評価情報公開の促進」について規定している。具体的には、内部質保証の取組として、教育研究活動等に係るデータ分析による自己点検・評価及び中期目標・中期計画の進捗に係る自己点検・評価を毎年実施し、その結果を報告書にまとめている。これらの取組により、令和 5 年度における中期目標・中期計画は順調に進捗していることを確認している。 また、検証結果を基に改善等が必要な事項に関しては、福井大学内部質保証規程等において、対応方針、対応措置の実施計画を策定し、その進捗状況を報告することを定めており、実施後、本学ホームページで公表している。 (中期目標・中期計画) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management01/ (中期目標期間に係る評価) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management02/ (全学の自己点検・評価結果等) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management06/self_inspect/ (内部質保証) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management06/
補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	無	<u>(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</u> 本学では、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めるとともに、ホームページ上にそれぞれについて公表している。 学長については、国立大学法人福井大学役員規則第 2 条において、「学長は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条第 3 項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。 (国立大学法人福井大学役員規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=8# 理事については、国立大学法人福井大学役員規則第 2 条第 2 項において、「理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と定めている。この規定に基づき、国立大学法人福井大学理事に関する規則第 2 条において、理事が掌理する業務を定めるとともに、各理事の所掌業務について、本学ホームページに掲載している。 (国立大学法人福井大学役員規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=8#

		(国立大学法人福井大学理事に関する規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=10# 副学長については、福井大学学則第 14 条において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めている。また、国立大学法人福井大学理事に関する規則において、「常勤の理事は、副学長の職を兼ねることができるものとし、理事の職務に支障のない範囲内で、学生の教育・指導等の職務を併せて行うことができるものとする。」と定めており、当該者は理事としての所掌業務に関し、副学長としての権限と責任を有している。さらに福井大学副学長に関する規程により国立大学法人福井大学理事に関する規則第 2 条第 4 項によらない副学長の職務を定めるとともに、本学ホームページに掲載している。 (福井大学学則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=1# (国立大学法人福井大学理事に関する規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=10# (福井大学副学長に関する規程) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=39# 学長補佐については、福井大学学長補佐に関する規程第 1 条において、「福井大学(以下「本学」という。)に、学長補佐を置くことができる」と定め、同規程 3 条において、学長の命を受けて ・全学的な企画、立案等へ参画すること。 ・理事又は副学長を補佐すること。 ・随時、学長の求めに応じ、調査及び検討等を行い、意見を述べること。の職務を行うことと定めるとともに、本学 ホームページにおいて公表している。 (福井大学学長補佐に関する規程) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=40# 国立大学法人福井大学法人規則において、役員会を(第 10 条)、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を(第 12 条)、教学運営に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会(第 13 条)をそれぞれ設置することを定めている。 (国立大学法人福井大学法人規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=3#
補充原則 1－3 ⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含め	有	<u>(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</u> 「国立大学法人福井大学人事基本方針」を策定し、教職員に求める人材像や選考方法等を明確にし、公表している。令和 6 年 2 月に「福井大学におけるダイバーシティ推進に関する基本方針」を策定し、本学が目指す方向性を示したほか、「国立大学法人福井大学における教員の総合的な人事計画」を策定し、年齢構成及び職位バランスの適正化、若手教員の採用比率並びに女性教員の在職比率について、数値目標を掲げている。 (国立大学法人福井大学人事基本方針)

た総合的な人事方針		https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_basic_policy.pdf (福井大学におけるダイバーシティ推進に関する基本方針) https://danjyo.ad.u-fukui.ac.jp/about/promotion/ (国立大学法人福井大学における教員の総合的な人事計画) https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_keikaku_r409.pdf (国立大学法人福井大学一般事業主行動計画) https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/koudoukeikaku_R04.04.01-R09.03.31.pdf
補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	有	<u>(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</u> 自らの価値を最大化するべく教育研究活動のために必要な支出額を勘案のうえ、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画について、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定し、以下のとおり公表している。 中期的な財務計画 ((第4期) 中期目標・中期計画一覧表 18~24 頁 予算、収支計画及び資金計画) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management01/ また、毎年度 10 月頃に当該年度の収入・支出予算の補正に向けたモニタリングを実施し、その結果を踏まえて「期中における収入支出予算の見通し(財務計画)」を策定しており、期中における優先課題や人事院勧告の対応を見極めるためのシミュレーションとして活用している。
補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)	有	<u>(4) 教育研究の費用及び成果等及び法人の活動状況や資金の使用状況等</u> 教育研究の費用及び成果等について、「財務諸表」の附属明細書でセグメント情報(費用収益の明細)として掲載し、経営の透明性確保に努めている。また、「福井大学統合報告書」により、大学の機能強化による取組や学部・研究科等別の教育研究等の活動状況について、財務情報と非財務情報(教育研究等の成果・実績等)を多様なステークホルダーが理解しやすいよう分かりやすくまとめ、ホームページで公表している。 セグメント情報(費用収益の明細) (令和 6 事業年度財務諸表 24~26 頁 開示すべきセグメント情報) https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management09/ 福井大学統合報告書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management09/
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担い う人材を計画的に育成するための方針	有	「福井大学人事基本方針」及び「国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について」(https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf) 等にて法人経営の一端を担う副学長等に求める人材像を明確にした上で、全学的な視点を養成できるよう、十分な研修機会の提供や教育研究評議会等への参画を実施している。 福井大学事務局は、我々が実現すべき、ありたい姿(目指すべき組織の方向性)を「事務局ビジョン」として掲げた上で、事務局ビジョンを達成するために、具体的に

		どのように行動すべきかを「職員の行動指針」として明確に、これらを実現するため、人事ポリシー（人事施策の基本方針）を策定し、計画的・継続的な人事施策を着実に実行しつつ、「自ら成長しようとする職員」と「組織を通じて変革と価値創造を行おうとする職員」に対し、最大限の支援を実施している。具体には、各種研修の受講のほか、「免許資格の取得等に関する助成規程」により、各部局長が業務遂行に必要と認める免許資格を取得等する場合に経費を助成している。また、各職員が自発的に行う教室・研修等の受講や資格取得・検定試験の費用については、「スキルアップ助成制度」により助成している。 https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/career_policy.pdf 経営人材の育成については、非常勤理事及び監事に民間企業役員経験者を採用し、それらの者からの経営感覚を身につけたり、国立大学協会、経営団体等が実施するセミナー等に参加したりするなど、次代の経営人材の育成を進めている。 （福井大学人事基本方針） https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/jinji_housin.pdf （福井大学事務局人事ポリシー） https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/career_policy.pdf
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	有	学長を補佐する人材（理事、副学長、学長補佐）の責務・役割、人材育成等を定めた「国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について」等により、以下のとおり学長を補佐する人材を選任・配置し、サポート体制を整備、実施している。令和６年度末には、令和７年度からの新学長就任に向けて、理事の職務内容及び分担について見直しを行い、学長の業務執行をサポートするための体制整備を行った。理事の職務内容については、「国立大学法人福井大学理事に関する規則」で規定している。 <求める人材像> ①理事 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。 併せて、登用に当たっては、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、産業界、他の教育研究機関等の外部の経験の有無を考慮するものとする。 ②副学長 副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。 ③学長補佐 学長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。 <経営人材の育成> 副学長等に対し、国立大学協会等が主催する研修等、十分な研修機会を提供するとともに、教育研究評議会等への参画等を通じ、経営人材としての全学的な視点を養成していくものとする。

		また、令和4年度より、学外から大学経営等に長けた者を学長顧問として招き、学長の諮問する事項に関し助言等を行う他、役員等との意見交換会等を年に2回程度実施するとともに、大学改革コンサルタントとの意見交換を実施し、次世代を担う人材にも参加させることで経営人材の育成に繋げている。 各補佐人材の責任・権限等については、以下に公表している。 組織図 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/ 国立大学福井大学における経営・運営体制の整備等について https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/taiseiseibi_r3_4.pdf 国立大学法人福井大学理事に関する規則 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=10# 役職者に関する規定 国立大学法人福井大学役員規則 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=8# 福井大学副学長に関する規程 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=39# 福井大学学長補佐に関する規程 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=40#
原則2-3-1 役員会の議事録	無	役員会規則において、役員会は学長、理事で構成するとされており、学長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保している。 学長が、次の事項について決定しようとするときは、役員会の議を経なければならないとされている。 ・中期目標についての意見 ・国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 ・予算の作成、執行、決算 ・大学、学部、学科その他の重要な組織の設置・廃止等の重要事項 また、原則として、毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に開催することができることとし、適時適切な開催、審議により、学長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を、迅速かつ的確に行うことができるようにし、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮することに努めている。さらに、望ましい会議運営について必要な事項を要項として定め、内容に応じて議題を分類するなど、実質的な議論等を行うための十分な討議時間の確保並びに会議時間の短縮による会議出席者及び関係者の負担軽減に努めている。 (効果的な会議運営に関する実施要項) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=1723#

		役員会の議事要旨については、本学ホームページ「役員会議事要旨」(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/board-proceedings/)に掲載している。								
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	有	「国立大学法人福井大学人事基本方針」及び「国立大学法人福井大学における経営・運営体制の整備等について」並びに「福井大学におけるダイバーシティ推進に関する基本方針」の目的に合致する人材の発掘・登用を実施するとともに、常勤役員で構成する人事会議において、女性、若手、外国籍の教員等の割合について定期的に確認している。また、女性の活躍に関する情報（役員、管理職に占める女性の割合等）について、毎年4月1日現在のデータをホームページで公表している。 また、令和4年度から令和8年度までの一般事業主行動計画において、女性教員の在職比率を 22%以上とする目標を掲げている。その比率は令和7年5月1日時点で 23.2%となっており、今後も上昇させるよう努めている。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の活躍に関する情報（毎年4月1日時点）として、例年夏頃に次の情報を公表している。 <table><tr><td>○役員に占める女性の割合</td><td>22.2%</td></tr><tr><td>○管理職に占める女性労働者の割合</td><td>12.9%</td></tr><tr><td>○係長級にある者に占める女性労働者の割合</td><td>44.6%</td></tr><tr><td>○労働者の男女の平均継続勤務年数の差異</td><td>3.7年</td></tr></table> （女性の活躍に関する情報の公表について） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/appointment/ （国立大学法人福井大学一般事業主行動計画） https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/koudoukeikaku_R04.04.01-R09.03.31.pdf	○役員に占める女性の割合	22.2%	○管理職に占める女性労働者の割合	12.9%	○係長級にある者に占める女性労働者の割合	44.6%	○労働者の男女の平均継続勤務年数の差異	3.7年
○役員に占める女性の割合	22.2%									
○管理職に占める女性労働者の割合	12.9%									
○係長級にある者に占める女性労働者の割合	44.6%									
○労働者の男女の平均継続勤務年数の差異	3.7年									
補充原則 3－1－1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	有	経営協議会の学外委員の選考方針としては、委員数の過半数とし、大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものと定め、大学ホームページに公表している。（経営協議会規則第2条） また、令和7年度委員の選考方針として、学長が任命するにあたり、以下の観点により選考を行った。 (1) 教育、医学、工学及び国際地域に深い知識・実践経験を有する者、自治体関係者、企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者、大学経営に知見・経験を有する者、報道関係者等の多様な関係者から幅広い意見等を聴取できるように選考する。 (2) グローバルな視野、地域の期待からの意見等を的確に把握できるように選考する。 審議を活性化する工夫として、本学の運営上の課題等についてご意見をいただき、大学運営に活用することにより、その改善を図ることを目的とした「討議」や大学の諸活動や現状への理解を深めていただけるよう、新聞掲載記事を紹介するなどの諸活動の報告を行っている。 また、学外委員の意見及びその対応については、本学ホームページ「経営協議会の審議状況・運営への活用状況等」(https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclos								

		ure/management11/) に公表済である。今後も学外委員の意見も参考にしながら、学外委員が役割を十分に果たせるよう会議運営を工夫している。
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	無	国立大学法人福井大学学長選考規則において、学長に求められる資質及び能力を定めるとともに、選考の都度、選考方針により、法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準や選考手続及び日程を定め、学内に公示した上で学長選考・監察会議が主体的に選考を実施している。 令和 6 年度に実施した学長選考においては、学長選考・監察会議が、各候補者による所信表明や候補者に対するヒアリングの結果等を総合的に考慮し、学長選考・監察会議が定める学長に求める資質・能力を有しているかという点について協議を行い、学長予定者を選考した。 ・国立大学法人福井大学学長選考規則 (https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=6#) に基づき、学長選考・監察会議は自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正な審査により学長予定者を決定した。 ・学長選考基準、選考過程及び選考理由については、学長予定者決定後、直ちにプレスリリースを行うとともに、本学ホームページにより公表している。 (次期学長予定者決定の公表) https://www.u-fukui.ac.jp/news/100629/
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	有	学長の任期及び再任の可否等については、中期目標を達成することを念頭に、中期目標期間と同年数の 6 年間の任期を想定するが、学長選考・監察会議における学長の業務執行状況の確認機能を有効に働かせるために、学長の任期は 4 年とし、学長選考・監察会議が再任の審査を行い、「必要と認める」場合に 2 年間の再任を認める仕組み(ただし、学長選考・監察会議が特に必要と認める場合に限り、2 回の再任を可とする。)として、国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則に定めている。 国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則については、以下のとおりとし、当該規則を大学ホームページに公表している。 (国立大学法人福井大学学長の任期に関する規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=9#
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続	無	学長の解任の申出に係る手続については、「国立大学法人福井大学学長選考・監察会議規則」第 5 条に定めており、同規則は本学ホームページにおいて公表している。 (国立大学法人福井大学学長選考・監察会議規則) https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=5#
補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	有	第 14 回学長選考・監察会議及び第 15 回学長選考・監察会議において、中期目標・中期計画の進捗にかかる自己点検・評価報告書等書類及び学長からのヒアリング、監事からの意見聴取に基づき、学長の業務執行の状況について確認を行い、当人に通知しており、本学ホームページに公表している。 (令和 5 年度及び 6 年度業務執行状況の確認結果について) https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/sikkoujoukuou_r5-r6.pdf

原則 3－3－4 学長選考・監察 会議の委員の選 任方法・選任理 由	有	経営協議会からの選任方法及び選任理由については、中立性・公正性を担保し、専門的立場からの意見をいただく観点から、学外委員の内から経営協議会の審議を経て委員を選出している。 教育研究評議会からの選任方法及び選任理由については、教育、医学、工学、国際地域及び管理運営のそれぞれの専門的視点から意見を述べるができるよう、理事、副学長及び学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長等の内から、教育研究評議会の審議を経て委員を選任している。
原則 3－3－5 大学総括理事を 置く場合、その 検討結果に至っ た理由	無	本学においては、学長の下に教学及び経営を担当する 5 名の理事を配置して学長を補佐しており、この体制の下、様々な改革が実行されている。第 4 2 回学長選考会議において、福井大学における大学統括理事の設置について審議したところ、現時点では設置を見送ることとした。
基本原則 4 及び 原則 4－2 内部統制の仕組 み、運用体制及 び見直しの状況	有	教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくために、本学ホームページや冊子等により、本学の教育研究情報を始め、法人経営、社会貢献活動等に係る様々な情報を原則 4-1 のとおり、適切に公表している。また、令和 3 年 4 月には、本学の理念を実現するための道標として、2040 年に向け、福井大学の未来像を具現化するため「福大ビジョン 2040」を策定し、併せて各学部等への掲示や本学ホームページに掲載し、広く公表している。さらに第 4 期中期計画にて、「ステークホルダーの本法人経営に対する更なる支持を目指し、ステークホルダー別にそれぞれの特性を考慮した情報配信や対話（意見交換）の機会を設け、ステークホルダーの意見を反映した大学運営を行う。」を掲げ、ステークホルダーとの連携強化を図っている。 内部統制の仕組みについては、国立大学法人福井大学業務方法書第 2 条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努める事を規定している。 また、同方法書第 3 条において、内部統制システムに関する事務を統括する役職員及び内部統制システムの整備を推進するための体制の決定、モニタリングを行うために必要な規程の整備、内部統制システムに関する事務を統括する役員への定期的な報告の確保を規定している。これらの規定の下、第 4 期中期計画で「最適な大学運営の構築を目指し、組織として恒常的に大学運営を確認できる仕組みの整備及び運用を行い、内部統制機能を強化する。」を掲げ、次の内部統制に係る規則を設け、所掌する理事の下で、本学や他大学で発生したリスク事案等を踏まえて毎年度設定するテーマに対してモニタリングを実施し、明確となった課題の改善に取り組むことで、内部統制システムの整備及び運用の推進、並びに継続的な見直しを図っている。 国立大学法人福井大学業務方法書 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=315# 国立大学法人福井大学内部統制システム運用規則 https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/listall.html?rule=1162

		#
原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	無	法令に基づく適切な情報公開（法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報）については、大学ホームページや冊子等により公表している。情報公開にあたっては、カテゴリ毎のページにおいて関係のニュースを表示するようにしており、ステークホルダーが関係する情報をわかりやすくしている他、特設ページの設置やイラストを加えることによって情報のわかりやすさを工夫している。また第4期中期計画にて、エビデンスベースによる法人運営を目指すこととしており、IR機能を活用した客観的なデータに基づく自己点検・評価を実施し、教育研究活動等の質の改善状況をステークホルダーに分かりやすく発信している。 （理念・ビジョン） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/about/ （教育情報） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/obligation/ （財務・調達情報） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/ （研究，産学官連携） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/relation/ https://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/relation/partnership/ （社会貢献） https://www.u-fukui.ac.jp/user_local/ https://www.u-fukui.ac.jp/special/ （情報公開） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	有	情報公開にあたっては、報道関係、受験生・その保護者、学生・その保護者、多様な関係者を有することを踏まえ、各ステークホルダーが取得する情報をカテゴリ毎のページにし、関係のニュースを表示している。広報誌など誌面での情報提供、内容が伝わりやすいように動画コンテンツ、SNSを用いてホームページや誌面の閲覧者を増やすようフォローしている。ホームページへのアクセス状況から、検索による直接アプローチが多いことから、複数の入口を持つものはよりアクセスされているところへ統合するなど、随時整理を進めている。 （報道実績） https://www.u-fukui.ac.jp/press/ （報道機関、地域社会） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/ （受験生・保護者向け） https://www.u-fukui.ac.jp/special/ https://www.u-fukui.ac.jp/user_admission/ （学生・保護者向け） https://www.u-fukui.ac.jp/user_student/（他の入口に統合後削除予定） https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/fukupre/

補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	有	教育情報として、「学生が身に付けることができる能力」を、学部及び大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として公表している。また、高等教育推進センターに教学 IR 部門を設置し、「学生が身に付けることができる能力」の修得度の可視化を進めている。可視化されたレーダーチャートは履修指導にも活用されており、学生はより学びを深めることができるようになった。 学生の満足度については、「教育・研究に対する意識・満足度調査」により、本学が提供する教育の満足度を調査・分析してきたが、令和 4 年度より一般社団法人大学 IR コンソーシアムへ加入、加盟大学が共通で実施している「学生調査（本学での調査名：在学生調査）」を毎年度実施し、分析結果を踏まえ各部局において教育や就学環境の改善を図っている。 ディプロマポリシー： https://www.u-fukui.ac.jp/cont_life/academic/polycy/#curriculum/ 教育・研究に対する意識・満足度調査結果： https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/R1-R3_hikaku.pdf 在学生調査結果： https://www.u-fukui.ac.jp/wp/wp-content/uploads/R5-seityou.pdf 学生の進路状況については、大学院進学、就職、その他を合わせた進路決定率は、全体で R6 年度は 99.5%（昨年度 99.0%）と高水準を維持している。 実就職率は、99.1%（昨年度 98.3%）とこちらも高水準を維持しており、複数学部を有する卒業生 1,000 人以上の国立大学の実就職率ランキングでは、18 年連続 1 位を獲得している。第 4 期中期計画・中期目標において、概ね 97.2%前後の高い就職率を維持することを目標としており、今後もキャリア教育の充実ときめ細かな就職支援を継続していく。 学生の進路状況、大学進学率、就職率、就職先情報、就職支援体制等については、基礎資料：https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/material/ キャリアセンターホームページ就職実績：http://www.career-c.u-fukui.ac.jp/about/employment/ にて公表しており、18 連覇についても大学の PR の一環としてホームページ上にも掲載している。 https://www.u-fukui.ac.jp/special/career/#zenkokul
---	----------	---

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	無	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/disclosure/management11/ 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/ 福井大学基礎資料 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/public/pub/material/ 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 組織図
--------------------------------	----------	---

		https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/organization/ 規程集（公開用） https://www4.kitei-kanri.jp/unv/fukui/doc/extramural/ 中期目標期間に係る評価 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/outline/management02/ ・ 監査に関する情報 監事監査計画書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/exec/whip/ 監事及び会計監査人の監査報告書 https://www.u-fukui.ac.jp/cont_about/finance/management10/ ■ 医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報 管理者の選任に当たって、管理者の資質及び能力に関する基準及び合議体の設置については、以下に公表している。 https://www.hosp.u-fukui.ac.jp/outline/disclosure/b_notification/ ■ 医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報 https://www.hosp.u-fukui.ac.jp/outline/approach/safety-measure/ 上記ページにおける福井大学医学部附属病院医療安全管理業務監査委員会委員がそれに該当している。
--	--	---